

潮来市立体育施設利用要項

1 目的

- (1) 体育施設を定期的、継続的に開放することにより、スポーツ・レクリエーション活動を推進することを目的とする。

2 利用資格

- (1) 潮来市在住・在勤・在学者によって構成された **10名以上の団体**で、**スポーツ安全保険に加入している団体**。

3 利用の手続き

- (1) 潮来市教育委員会に利用の7日前までに申込みをし、許可を受ける。
- (2) 定期的・継続的に利用する団体は潮来市教育委員会に団体登録をする。
- (3) スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ以外の一般の団体は、より多くの市民の皆様にご利用をして頂くために最大で週2日までの申請とする。

4 利用者の責任

- (1) 施設利用料・照明料については無料。利用にかかる消耗品は利用者の負担とする。
- (2) 設備・備品を故意または過失により破損・亡失したときは利用者が弁償の責任を負う。
- (3) 施設開放時に生じた事故災害については、利用者の責任とする。

5 利用にあたっての厳守事項

- (1) 利用後、カギの管理場所に設置してある**使用簿に必ず記帳**すること。
- (2) 利用時間については申請した時間及び終了時間を厳守すること。
(最終利用時間を 21:00 までとし、速やかに後片付け・戸締り後、近隣に配慮し、21:15 までに退出してください。)
- (3) 照明の使用については、節電に心掛けること。
- (4) 体育館は、専用のシューズを使用すること。また、**屋外向けスポーツ用品** (サッカーボール・フットサルボール等) の使用など破損の原因となる行為は禁止です。
- (5) 施設敷地内及び施設内での喫煙・飲食（水分補給は除く）は厳禁。
また、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (6) 設備等は丁寧に扱い、使用後は**清掃・整理整頓・戸締まり**を厳重にすること。
- (7) **床・壁面等を傷つけないよう**、用具の持ち運びに十分注意すること。
- (8) グラウンドへの車の乗入れは厳禁。 駐車場は指定された場所を使用すること。

6 利用の中止または停止

- (1) 学校利用が最優先で、公的行事が突発的に発生したとき。
- (2) この利用要項に違反したとき。
- (3) 施設の利用状況が悪く、改善が見られない場合。
- (4) 利用の中止により使用者が損害を受けても教育委員会はその責を負わない。
- (5) **スポーツ安全保険の契約が切れてしまったとき。**

* 体育施設を利用される前に必ず読んで下さい。